

老介発0628第1号
平成29年6月28日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

刑事施設に収容されている者に対する介護保険料の減免に関する
取扱いの周知について

今般、総務省に行政相談があり、刑事施設の被収容者に対する国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に係る保険料の減免について、同省の行政苦情救済推進会議において検討が行われた。その結果、総務省行政評価局長より、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号の規定に基づき、別添のとおり、被収容者の介護保険に係る保険料の減免の要否について、これまでその検討が行われていない市町村において必要に応じて検討が行われるよう、市町村は条例により被収容者に対する保険料が減免できる旨情報提供すること、とのあっせんが行われた。

このため、下記について、内容を御了知の上、必要に応じて被収容者の保険料の減免の要否について検討が行われるよう、管内市町村への周知に御配慮願いたい。

記

1 保険料減免の考え方

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第142条に基づき、市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免することができることとされている。

被収容者に対する介護については、公費により必要な対応がなされるため、法第63条により、保険給付が制限される。一方、市町村特別給付及び地域支援事業（以下「市町村特別給付等」という。）については、給付等がされる場合がある。

これを受けて、少なくとも、法第63条により制限されない市町村特別給付等も含め一切の給付等がなされない場合には、被収容者に対する減免を実施することが考えられる。なお、市町村特別給付等を行っている場合において、被収容者に対する保険料減免を実施することを制限するものではない。

各市町村においては、以上を踏まえつつ、必要に応じて被収容者の保険料の減免について検討されたい。

2 保険料の減免措置を検討する場合の留意事項

減免に要する費用は、給付費全体の 22% (※) を負担する他の第 1 号被保険者の保険料に転嫁することとなるため、減免を検討する場合には、その影響を十分に考慮して検討を行うことが適切である。

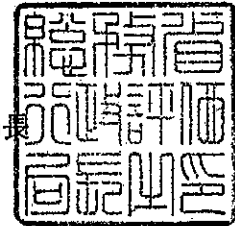
なお、保険料の減免については、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政運営と財政規律の保持の観点から、従来からお示ししてきているとおり、①保険料の全額免除・②収入のみに着目した一律免除・③保険料減免分に対する一般財源の投入については、適当ではないため、引き続きこのいわゆる 3 原則の遵守に関して、各市町村において適切に対応していただきたい。

(※) 第 6 期 (平成 27 年度から 29 年度まで) における第 1 号被保険者の負担割合

総評相第 47 号
平成 29 年 3 月 28 日

厚生労働省老健局長 殿
保険局長 殿

総務省行政評価局長



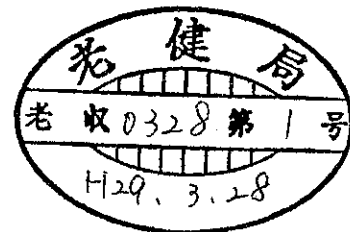
刑事施設に收容されている者に対する国民健康保険等の保険料の
減免に関する取扱いの周知の促進（あっせん）

当局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当局に対し、「住所地の市町村に刑事施設收容中の国民健康保険の保険料の減免を申請したが、收容中の減免例はないことを理由に減免されなかった。他の市町村では、保険料が減免されているところもあるとのことなので、同じように保険料が減免されるようにしてほしい」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討しました。その結果、当局としては、下記のとおり、刑事施設に收容されている者（以下「被收容者」という。）の刑事施設出所後の社会復帰を円滑にし、もって、再犯防止にも資する観点から、貴省は、国民健康保険及び介護保険に関し、条例参考例に被收容者に対する保険料の減免規定を記載することを検討するとともに、以下の①の措置を講じ、各保険制度に関しては、②の措置を講ずる必要があると考えます。

- ① 被收容者の保険料の減免の要否について、国民健康保険については都道府県において、また、これまでその検討が行われていない国民健康保険及び介護保険の運営主体である市町村において、それぞれ必要に応じて検討が行われるよう、次の i) 及び ii) について情報提供すること。
 - i) 市町村は条例により被收容者に対する保険料を減免することができること。
 - ii) 国民健康保険の保険料の減免基準を設けている、あるいは検討している都道府県があること。
- ② 被收容者に対し、刑事施設に收容された際に、国民健康保険、後期高齢者医療及び



介護保険において保険料を減免している運営主体があること並びにその場合の各保険料の減免手続について周知が行われるよう法務省に協力を求めること。

については、貴局において、必要な措置を御検討ください。

なお、これに対する貴局の措置結果等について、平成 29 年 6 月 28 日までにお知らせください。

記

1 制度の概要

(1) 保険料の減免

国民健康保険の運営主体である市町村、後期高齢者医療の運営主体である都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び介護保険の運営主体である市町村（以下、各保険制度の運営主体をまとめて「市町村等」という。）は、条例の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料の減免ができることとされている（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 111 条、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 142 条）。これにより、市町村等が刑事施設の被収容者の保険料を減免することを条例で定めた場合、被収容者は、市町村等に申請することにより、保険料が減免される。

(2) 各保険の条例参考例

厚生労働省は、市町村等に、それぞれ条例参考例を示している。また、総務省は、市町村に対し、市（町・村）国民健康保険税条例（例）を示している。

(3) 市町村等による被収容者に対する保険給付

国民健康保険については、被収容者の場合には、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は行わないこととされている（国民健康保険法第 59 条）。また、後期高齢者医療及び介護保険についても同じ仕組みである（高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条、介護保険法第 63 条）。

(4) 刑事施設における被収容者に対する医療及び養護のための措置

刑事施設における被収容者に対する医療上の措置は、国の責務として、国の費用によって行われる（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 56 条）。また、養護を必要とする被収容者について、養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置に準じた措置を行うこととされている（刑事収容施

設及び被収容者等の処遇に関する法律第 65 条)。

2 当局の調査結果等

(1) 市町村等における被収容者に対する保険料の減免の実施状況

当局が、国民健康保険及び介護保険については、8 都道府県からそれぞれ 8 市町村（それぞれ計 64 市町村）を抽出して、また、後期高齢者医療については、47 全ての広域連合を対象にして、平成 28 年 8 月 1 日現在の被収容者に対する保険料の減免の実施状況を確認したところ、いずれの保険制度においても、保険料の減免が行われていない運営主体がみられた（表 1 参照）。ただし、後期高齢者医療の保険料の減免が行われていない 1 広域連合は、平成 29 年 2 月に条例を改正し、同年 4 月 1 日から被収容者に対する保険料を減免することとしており、47 広域連合全てにおいて保険料の減免が行われることになる。

表 1 市町村等における被収容者に対する保険料の減免の実施状況(平成 28 年 8 月 1 日現在)

(単位：市町村等、%)

事 項	保険別		
	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険
減免しない	3 (4.7)	1 (2.1)	25 (39.1)
減免する	61 (95.3)	46 (97.9)	39 (60.9)
計	64 (100)	47 (100)	64 (100)

(注) 当局の調査結果に基づき作成

(2) 被収容者に対する保険料の減免が行われていない理由

ア 国民健康保険

被収容者に対する保険料の減免が行われていない 3 市町村では、条例又は条例の規定の運用を定めた要綱において刑事施設入所中を事由とする保険料の減免規定がないことを理由として保険料の減免が行われておらず、これまで減免の取扱いの要否について検討は行われていない。

イ 介護保険

被収容者に対する保険料の減免が行われていない 25 市町村では、条例又は条例の規定の運用を定めた要綱において刑事施設入所中を事由とする保険料の減免規

定がないことを理由として保険料の減免が行われていない。また、これら 25 市町村から 5 市町村を抽出し、当局が減免の取扱いの検討状況を確認したところ、いずれの市町村においても、これまで減免の取扱いの要否について検討は行われていなかった。

(3) 同一の市町村における保険制度間の減免の取扱いの差異

抽出した 64 市町村について、同一の市町村における国民健康保険及び介護保険の被収容者に対する保険料の減免の取扱いをみたところ、次のとおり、同一の市町村でありながら保険制度間で保険料の減免の取扱いに差異があるところがみられた(表 2 参照)。

- ① 国民健康保険の保険料は減免するが、介護保険の保険料は減免しない (23 市町村 (35.9%))。
- ② 国民健康保険の保険料は減免しないが、介護保険の保険料は減免する (1 市町村 (1.6%))。

また、国民健康保険の保険料については、国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条の 7 に基づき、介護保険の第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満の者)の保険料である介護納付金賦課額が合算されている。このため、上記①の市町村の住民である被収容者においては、介護保険について第 2 号被保険者の保険料については事実上減免されることになるが、第 1 号被保険者(65 歳以上の者)の保険料については減免されない。

表 2 同一の市町村における国民健康保険及び介護保険における被収容者に対する保険料の減免の取扱い

(単位：市町村、%)

保険制度別の区分		介護保険の保険料		計
		減免する	減免しない	
国民健康保険の保険料	減免する	38 (59.4)	23 (35.9)	61 (95.3)
	減免しない	1 (1.6)	2 (3.1)	3 (4.7)
計		39 (60.9)	25 (39.1)	64 (100)

(注) 当局の調査結果に基づき作成

(4) 条例参考例

厚生労働省が市町村に示している国民健康保険条例参考例及び介護保険条例参考例の減免事由は、保険料の負担能力に着目したものであり、被収容者であることを事

由としているものはない。また、総務省が市町村に示している市（町・村）国民健康保険税条例(例)には減免事由について記載はない。

(5) 国民健康保険の広域化における都道府県の支援

ア 広域化等支援方針により保険料の減免基準を策定している都道府県

平成 22 年度から、国民健康保険法第 68 条の 2 に基づき、都道府県は、広域化等支援方針を策定することができることとされている。この広域化等支援方針は、都道府県が当該都道府県内の市町村の意見を十分に聴いて、市町村の国民健康保険の運営の広域化や財政の安定化を推進するために策定するものとされている。

都道府県の中には、広域化等支援方針により保険料の減免基準を策定しているところがある（A 都道府県）。A 都道府県は、広域化等支援方針において、標準的な減免基準については生活困難者の医療機会の確保の観点から設定することが望ましく、その運用を都道府県が支援する必要があると考え、「標準的な国民健康保険料(税)の減免基準」を定めている。

イ 国民健康保険運営方針策定において保険料の減免基準を検討している都道府県

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）に基づき、国民健康保険法が改正され、国民健康保険制度については、平成 30 年度から、都道府県は、i) 当該都道府県内の市町村とともに、国民健康保険を行う、ii) 安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たす、iii) 国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図ることとされている。このため、国民健康保険運営方針を平成 29 年度末までに定めることとされている。

現在、国民健康保険運営方針を策定中の都道府県の中には、次のとおり、当該都道府県内の市町村の国民健康保険について保険料方式及び保険税方式の区別なく標準的な減免基準を設けることを検討しているところがある。

- ① 新たな国民健康保険制度では、「B 都道府県で一つの国保」となることや負担の公平性確保の観点から、保険料の減免についても今後定めることとしている「共通基準」の範囲で統一すべきであるとしている（B 都道府県）。
- ② 県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会の作業部会において保険料の減免基準等について協議等を行う（C 都道府県）。
- ③ 広域化等支援方針において定めている国民健康保険の保険料の標準的な減免基準について国民健康保険運営方針策定後も同じ取扱いとする（A 都道府県）。

(6) 被収容者に対する保険料の減免に関する周知

被収容者は、i) 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者（以下「受刑者」という。）、ii) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により、逮捕された者であって、留置される者、iii) 刑事訴訟法の規定により勾留される者、iv) 死刑の言渡しを受けて拘置される者及びv) i)～iv)に掲げる者のほか、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者とされている。被収容者に対して、刑事施設においては、下記アのとおり、各保険制度の保険料の減免に関する手続等を周知する仕組みは設けられていない。なお、被収容者のうち受刑者については、下記イのとおり、刑事施設を出所する際、健康保険制度について指導を行うこととされている。

ア 被収容者に対する各保険制度に関する周知

被収容者に対し、刑事施設に収容された際に、各保険制度において保険料を減免している運営主体があること及びその場合の各保険料の減免手続を周知する仕組みは設けられていない。また、厚生労働省から法務省に対し、これらを周知するよう協力を求めた実績はない。なお、法務省矯正局では、刑事施設において被収容者から国民健康保険等の保険料の減免手続に関する教示を求められた場合には、一般に、当該被収容者の住所地の市町村に問い合わせるよう指導していると考えられるとしている。

イ 受刑者に対する周知

法務省矯正局においては、被収容者のうち受刑者に対しては、刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3312号大臣訓令）に基づき、刑の執行開始時に刑の執行開始時指導を、刑事施設からの釈放前に釈放前指導を行うこととされている。この受刑者に対する刑の執行開始時指導及び釈放前指導は、「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令の運用について」（平成18年5月23日付け法務省矯成第3313号）に規定されている標準カリキュラムに基づき、刑事施設の長が具体的な指導内容を定めて行うこととされているが、

- ① 刑執行開始時指導の標準カリキュラムにおいては、公的年金に関する指導を行うことが定められているものの、国民健康保険等の保険料の減免手続に関することは定められていない。
- ② 釈放前指導の標準カリキュラムにおいては、年金及び健康保険に関する指導を行うことが定められている。

3 関係行政機関の意見

(1) 条例により刑事施設入所中を事由とする国民健康保険及び介護保険の保険料の減免ができることを市町村に周知することについて

ア 厚生労働省保険局

被收容者に対する国民健康保険の保険料の減免は、市町村の財政状況や地域の実情を考慮すべきものと考えており、また、保険料の減免が保険者の判断により実施されている現状に鑑みれば、国民健康保険条例参考例の減免規定に被收容者を追加することについては、慎重な検討が必要である。

イ 厚生労働省老健局

被收容者に対する介護保険の保険料について減免措置が可能であることを示すことや、介護保険条例参考例に被收容者の保険料が減免事由になることを例示することについては、各市町村の実情や対象となり得る被保険者の規模等を踏まえ、慎重に検討する。

(2) 市町村等の中には、申請により刑事施設入所中を事由とする保険料の減免の取扱いが行われているところがあることを被收容者に周知することについて

ア 厚生労働省保険局・老健局

市町村等の中には、申請により保険料の減免を実施しているところがあることを被收容者に周知する余地はあると考える。

イ 法務省矯正局

各保険制度の保険料の減免については、厚生労働省から何らかの要請があれば、刑事施設における事務負担等を考慮しつつ、当該要請の内容に応じた対応が可能か否かを検討することとしたい。

4 改善の必要性

市町村等の条例に被收容者に対する保険料の減免が定められていない場合、また、条例で定められていても被收容者が申請すれば保険料を減免されることを知らない場合、いずれも、刑事施設収容中の保険料を支払わなければならない。

市町村等における被收容者に対する保険料の減免の取扱いについて行政苦情救済推進会議において審議した結果、次の意見があった。

- ① 本件は、行政の隙間にある問題の一つである。刑事施設収容中の被收容者の保険料の減免については法定されることが望ましいものの、各保険制度については地方自治が認められているものであるが、法定されないまでも、各運営主体間で不均等がないように図っていくことが適当である。
- ② 被收容者の社会復帰を円滑にする観点から、刑事施設出所後の生活条件を整えるこ

とが必要である。そのためには、各運営主体で、被収容者に対する保険料の減免の取扱いが区々となる状況は望ましくない。また、再犯防止の観点からも、出所後の生活の原資が損なわれないような改善措置が必要である。

したがって、被収容者の刑事施設出所後の社会復帰を円滑にし、もって、再犯防止にも資する観点から、厚生労働省は、国民健康保険及び介護保険に関して、条例参考例に被収容者に対する保険料の減免規定を記載することを検討するとともに、以下の①の措置を講じ、各保険制度に関しては、②の措置を講ずる必要がある。

- ① 被収容者の保険料の減免の要否について、国民健康保険については都道府県において、また、これまでその検討が行われていない国民健康保険及び介護保険の運営主体である市町村において、それぞれ必要に応じて検討が行われるよう、次の i) 及び ii) について情報提供すること。
 - i) 市町村は条例により被収容者に対する保険料を減免することができること。
 - ii) 国民健康保険の保険料の減免基準を設けている、あるいは検討している都道府県があること。
- ② 被収容者に対し、刑事施設に収容された際に、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険において保険料を減免している運営主体があること並びにその場合の各保険料の減免手続について周知が行われるよう法務省に協力を求めること。